

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成25年12月6日
【会社名】 株式会社愛媛銀行
【英訳名】 The Ehime Bank , Ltd .
【代表者の役職氏名】 頭取 本田 元 広
【本店の所在の場所】 愛媛県松山市勝山町2丁目1番地
【電話番号】 松山(089)933局1111番（大代表）
【事務連絡者氏名】 企画広報部長 矢野 紀 行
【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区岩本町3丁目2番4号
株式会社愛媛銀行 東京事務所
【電話番号】 東京(03)3861局8151番
【事務連絡者氏名】 東京事務所長 山本 恵 三
【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】 一般募集 8,000,000,000円

（注） 募集金額は、発行価額の総額であります。
ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

【安定操作に関する事項】

- 1 今回の募集に伴い、当行の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】

株式会社愛媛銀行 高知支店
（高知市はりまや町1丁目4番5号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注）高知支店は、金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のため備えるものであります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)】

本新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)の募集については、発行価額(各社債の金額100円につき金100円)にて引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格、各社債の金額100円につき金102.5円)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当行に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当行は引受人に対して引受手数料を支払いません。

銘柄	株式会社愛媛銀行120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 (劣後特約付)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金8,000,000,000円
各社債の金額(円)	金1,000,000円
発行価額の総額(円)	金8,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金102.5円(注)1
発行価額(円)	各社債の金額100円につき金100円(注)2 ただし、本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
利率(%)	年0.15%
利払日	毎年3月31日及び9月30日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日(別記「払込期日」欄に定める。)の翌日から償還すべき日(別記「償還の方法」欄第2項第(2)号乃至第(4)号の規定により本社債を繰上償還する場合には、当該各号に従い公告された償還日を含み、以下「償還期日」という。)までこれをつけ、平成26年3月31日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月31日及び9月30日にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息支払期日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(3) 半年に満たない利息を支払うときは、その半年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。</p> <p>(5) 第1回の利息支払期日までに行使の効力が発生した本新株予約権が付された本社債については、利息をつけない。</p> <p>(6) 第1回の利息支払期日後に行使の効力が発生した本新株予約権が付された本社債の利息については、本新株予約権行使の効力発生日の直前の利息支払期日後はこれをつけない。</p> <p>(7) 本社債の利息の支払については、本項のほか別記「(注)8 劣後特約」に定める劣後特約に従う。</p> <p>2 利息の支払場所</p> <p>別記「(注)18 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成33年3月31日(水)

償還の方法	<p>1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 ただし、繰上償還する場合は本欄第2項第(2)号乃至第(4)号に定める金額による。</p> <p>2 社債の償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成33年3月31日にその総額を償還する。ただし、繰上償還に関しては本項第(2)号乃至第(4)号に、買入消却に関しては本項第(6)号に定めるところによる。</p> <p>(2) 組織再編行為による繰上償還 組織再編行為(本号に定義する。)が当行の株主総会(株主総会の承認が不要な場合は取締役会)で承認された場合において、当行が、かかる承認の日(以下「組織再編行為承認日」という。)までに、社債管理者に対し、承継会社等(本号に定義する。以下同じ。)が理由の如何を問わず当該組織再編行為の効力発生日において日本の金融商品取引所における上場会社であることを、当行としては予定していない旨を記載し、当行の代表取締役が署名した証明書を交付した場合には、当行は、償還日(当該組織再編行為の効力発生日又はそれ以前の日とする。ただし、当該組織再編行為の効力発生日が組織再編行為承認日から30日以内に到来する場合には、下記に定める公告を行った日から30日目以降の日とする。)の30日前までに必要事項を公告したうえで、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号乃至に従って決定される償還金額(以下「組織再編行為償還金額」という。)で繰上償還する。 組織再編行為償還金額は、参照パリティ(本号に定義する。)及び償還日に応じて下記の表(本社債の各社債の金額に対する割合(百分率)として表示する。)に従って決定される。</p> <p style="text-align: center;">組織再編行為償還金額(%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">償還日</th> <th colspan="7">参照パリティ</th> </tr> <tr> <th>80</th> <th>90</th> <th>100</th> <th>110</th> <th>120</th> <th>130</th> <th>140</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年 12月27日</td> <td>96.31</td> <td>101.12</td> <td>106.94</td> <td>113.75</td> <td>121.54</td> <td>130.30</td> <td>140.00</td> </tr> <tr> <td>平成26年 4月1日</td> <td>96.45</td> <td>101.21</td> <td>106.99</td> <td>113.77</td> <td>121.55</td> <td>130.30</td> <td>140.00</td> </tr> <tr> <td>平成27年 4月1日</td> <td>96.97</td> <td>101.51</td> <td>107.09</td> <td>113.74</td> <td>121.46</td> <td>130.25</td> <td>140.00</td> </tr> <tr> <td>平成28年 4月1日</td> <td>97.50</td> <td>101.83</td> <td>107.16</td> <td>113.49</td> <td>120.81</td> <td>130.00</td> <td>140.00</td> </tr> <tr> <td>平成29年 4月1日</td> <td>98.01</td> <td>102.14</td> <td>107.34</td> <td>113.57</td> <td>120.84</td> <td>130.00</td> <td>140.00</td> </tr> <tr> <td>平成30年 4月1日</td> <td>98.47</td> <td>102.34</td> <td>107.38</td> <td>113.55</td> <td>120.82</td> <td>130.00</td> <td>140.00</td> </tr> <tr> <td>平成31年 4月1日</td> <td>98.83</td> <td>102.31</td> <td>107.16</td> <td>113.33</td> <td>120.73</td> <td>130.00</td> <td>140.00</td> </tr> <tr> <td>平成32年 4月1日</td> <td>99.07</td> <td>101.75</td> <td>106.25</td> <td>112.56</td> <td>120.46</td> <td>130.00</td> <td>140.00</td> </tr> <tr> <td>平成33年 3月30日</td> <td>100.00</td> <td>100.00</td> <td>100.00</td> <td>110.00</td> <td>120.00</td> <td>130.00</td> <td>140.00</td> </tr> </tbody> </table>	償還日	参照パリティ							80	90	100	110	120	130	140	平成25年 12月27日	96.31	101.12	106.94	113.75	121.54	130.30	140.00	平成26年 4月1日	96.45	101.21	106.99	113.77	121.55	130.30	140.00	平成27年 4月1日	96.97	101.51	107.09	113.74	121.46	130.25	140.00	平成28年 4月1日	97.50	101.83	107.16	113.49	120.81	130.00	140.00	平成29年 4月1日	98.01	102.14	107.34	113.57	120.84	130.00	140.00	平成30年 4月1日	98.47	102.34	107.38	113.55	120.82	130.00	140.00	平成31年 4月1日	98.83	102.31	107.16	113.33	120.73	130.00	140.00	平成32年 4月1日	99.07	101.75	106.25	112.56	120.46	130.00	140.00	平成33年 3月30日	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00	140.00
償還日	参照パリティ																																																																																							
	80	90	100	110	120	130	140																																																																																	
平成25年 12月27日	96.31	101.12	106.94	113.75	121.54	130.30	140.00																																																																																	
平成26年 4月1日	96.45	101.21	106.99	113.77	121.55	130.30	140.00																																																																																	
平成27年 4月1日	96.97	101.51	107.09	113.74	121.46	130.25	140.00																																																																																	
平成28年 4月1日	97.50	101.83	107.16	113.49	120.81	130.00	140.00																																																																																	
平成29年 4月1日	98.01	102.14	107.34	113.57	120.84	130.00	140.00																																																																																	
平成30年 4月1日	98.47	102.34	107.38	113.55	120.82	130.00	140.00																																																																																	
平成31年 4月1日	98.83	102.31	107.16	113.33	120.73	130.00	140.00																																																																																	
平成32年 4月1日	99.07	101.75	106.25	112.56	120.46	130.00	140.00																																																																																	
平成33年 3月30日	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00	140.00																																																																																	

(注) 上記表中の数値は、平成25年11月29日(金)現在における見込みの数値であり、平成25年12月16日(月)から平成25年12月19日(木)までの間のいずれかの日(転換価額等決定日)に、当該転換価額等決定日における金利、当行普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるような数値に決定される。

「参照パリティ」は、(イ)当該組織再編行為に関して当行普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当行普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。以下同じ。)で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、会社法に基づき当行の取締役会において当該組織再編行為の条件(当該組織再編行為に関して支払われ又は交付される対価を含む。)が決議された日(決議の日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日)の直後の取引日に始まる5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。以下本項において同じ。)の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(1)号、第(2)号又は第(4)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当行普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。本及び本項第(3)号において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が営業している日をいい、当行普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。

参照パリティ又は償還日が本号の表に記載されていない場合には、組織再編行為償還金額は、以下の方法により算出される。

(イ) 参照パリティが本号の表の第1行目に記載された2つの値の間の値である場合、又は償還日が本号の表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、組織再編行為償還金額は、かかる2つの値又はかかる2つの日付に対応する本号の表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値又はかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。ただし、日付に係る補間については、1年を365日とする。

(ロ) 参照パリティが本号の表の第1行目の右端の値より高い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

(ハ) 参照パリティが本号の表の第1行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

ただし、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の140%を上限とし、本号の表及び上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が140%を超える場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の140%とする。また、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の100%を下限とし、本号の表及び上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が100%未満となる場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の100%とする。

「組織再編行為」とは、当行が消滅会社となる合併、吸収分割又は新設分割（承継会社等が、本社債に基づく当行の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、当行が他の株式会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転、及びその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当行の義務が他の株式会社に引き受けられることとなるものを総称していう。

「承継会社等」とは、次の(イ)乃至(へ)に定める株式会社を総称していう。

(イ) 合併（合併により当行が消滅する場合に限る。） 吸収合併存続株式会社又は新設合併設立株式会社

(ロ) 吸収分割 吸収分割承継株式会社

(ハ) 新設分割 新設分割設立株式会社

(ニ) 株式交換 株式交換完全親株式会社

(ホ) 株式移転 株式移転設立完全親株式会社

(ヘ) 上記(イ)乃至(ホ)以外の日本法上の会社組織再編手続 本社債に基づく当行の義務を引き受ける株式会社

当行は、本号 に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。

(3) 上場廃止等による繰上償還

(イ) 当行以外の者（以下「公開買付者」という。）によって、当行普通株式の保有者に対して金融商品取引法に基づく当行普通株式の公開買付けがなされ、(ロ) 当行が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(ハ) 当該公開買付けによる当行普通株式の取得の結果当行普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当行又は公開買付者が公表又は認容し（ただし、当行又は公開買付者が、当該公開買付け後も当行が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ(ニ) 公開買付者が当該公開買付けにより当行普通株式を取得した場合には、当行は、当該公開買付けによる当行普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。）から15日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号 に従って決定される償還金額（以下「上場廃止等償還金額」という。）で繰上償還する。

上場廃止等償還金額は、本項第(2)号記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。ただし、参照パリティは、(イ) 当該公開買付けの対価が金銭のみである場合には、買付期間の末日時点で有効な買付価格を、同日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とし、(ロ) 上記(イ)以外の場合には、買付期間の末日に終了する5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値の平均値を、買付期間の末日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(1)号、第(2)号又は第(4)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当行普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。

本号にかかわらず、当行又は公開買付者が、当該公開買付けによる当行普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う旨の意向を当該公開買付けに係る買付期間の末日までに公表した場合には、本号の規定は適用されない。ただし、当該取得日から60日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為承認日が到来しなかった場合、当行は、かかる60日間の末日から15日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上場廃止等償還金額で繰上償還する。

本項第(2)号に定める繰上償還事由及び本号又はに定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は本項第(2)号に従って償還されるものとする。ただし、本項第(2)号に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日の前に本号又はに基づく公告が行われたときは、本社債は本号に従って償還されるものとする。

当行は、本号又はに定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消することはできない。

(4) 120%コールオプション条項

当行は、株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値がある20連続取引日（「取引日」とは、株式会社東京証券取引所において当行普通株式の普通取引が行われる日をいう。以下同じ。）にわたり、各取引日における当該終値が当該取引日に適用のある転換価額の120%以上であった場合、当該20連続取引日の最終日から15日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。）に、平成28年4月1日以降、残存する本社債の全部（一部は不可）を、金融庁の事前承認を得たうえで、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。なお、当行が当行普通株式の株式分割又は当行普通株式に対する当行普通株式の無償割当て（以下本号において「株式分割等」という。）を行う場合、当該株式分割等の基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日の前日とし、基準日又は効力発生日の前日が取引日でない場合は、それらの直前の取引日とする。以下本号において同じ。）の2取引日前の日から当該株式分割等の基準日までの3取引日についての本条項の適用にあたっては、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(1)号（ロ）の規定にかかわらず、当該各取引日の1か月前の応答日（応答日がない場合には当該各取引日の前月末日とする。）における当行の発行済普通株式数から、当該日における当行の有する当行普通株式数を控除した株式数を既発行株式数とし、当該株式分割等により交付されることとなる株式数を交付株式数として、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(1)号に定める新株発行等による転換価額調整式により算出された転換価額をもって、当該各取引日に適用のある転換価額とする。

本項第(2)号又は第(3)号若しくはに定める繰上償還事由及び本号に定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は本項第(2)号又は第(3)号に従って償還されるものとする。ただし、本項第(2)号又は第(3)号若しくはに定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日又は当該公開買付けによる当行普通株式の取得日の前に本号に基づく公告が行われたときは、本社債は本号に従って償還されるものとする。

当行は、本号に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消することはできない。

(5) 償還期日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。

	<p>(6) 当行は、法令又は振替機関（別記「振替機関」欄に定める。以下同じ。）の振替業に係る業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降、金融庁の事前承認を得たうえでいつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本新株予約権付社債を消却する場合、当該新株予約権付社債についての本社債又は当該新株予約権付社債に付された本新株予約権の一方のみを消却することはできない。</p> <p>(7) 本社債の償還については、本項のほか別記「(注) 8 劣後特約」に定める劣後特約に従う。</p> <p>3 償還元金の支払場所 別記「(注) 18 元利息の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金102.5円。なお、申込証拠金のうち発行価額相当額(各社債の金額100円につき金100円)は、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成25年12月20日(金)から平成25年12月24日(火)まで((注)3)とし、当該期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みものとする。
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成25年12月27日(金)(注)3 本新株予約権の割当日も同日とする。
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約	本新株予約権付社債には、財務上の特約は付されていない。

(注) 1 一般募集は発行価格にて行います。

- 2 発行価額は当行が引受人より本新株予約権付社債の払込金額として受取る各社債の金額100円あたりの金額であります。
- 3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、平成25年12月16日(月)から平成25年12月19日(木)までの間のいずれかの日(以下「転換価額等決定日」という。)において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案したうえで繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成25年12月13日(金)から平成25年12月19日(木)までを予定しておりますが、実際の転換価額等の決定期間は、平成25年12月16日(月)から平成25年12月19日(木)までを予定しております。

したがって、

- (1) 転換価額等決定日が平成25年12月16日(月)の場合、申込期間は「平成25年12月17日(火)から平成25年12月18日(水)まで」、払込期日は「平成25年12月24日(火)」
 - (2) 転換価額等決定日が平成25年12月17日(火)の場合、申込期間は「平成25年12月18日(水)から平成25年12月19日(木)まで」、払込期日は「平成25年12月25日(水)」
 - (3) 転換価額等決定日が平成25年12月18日(水)の場合、申込期間は「平成25年12月19日(木)から平成25年12月20日(金)まで」、払込期日は「平成25年12月26日(木)」
 - (4) 転換価額等決定日が平成25年12月19日(木)の場合、上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。
- 4 本新株予約権付社債の募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

5 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

本新株予約権付社債について、当行は株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)からBBB+の信用格付を平成25年12月6日付で取得しております。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものであります。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではありません。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではありません。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスク等、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれません。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制等を含む業界環境等の変化に伴い見直され、変動します。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものでありますが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性があります。

本新株予約権付社債の申込期間中に本新株予約権付社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/>)の「格付情報」の「当月格付」(http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php)に掲載されております。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下のとおりであります。

JCR：電話番号03-3544-7013

6 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。

7 期限の利益喪失に関する特約

(1) 本新株予約権付社債には、期限の利益喪失に関する特約は付されていない。

(2) 本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

8 劣後特約

(1) 本社債の償還及び利息の支払は、当行につき破産手続開始、会社更生手続開始、若しくは民事再生手続開始の決定があり、又は日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの。)に記載された配当に加えるべき債権のうち、本社債に基づく債権及び本(注)8(1)乃至と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(注)8(1)を除き本(注)8(1)と実質的に同じ条件を付された債権は、本(注)8(1)乃至と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められる全ての配当によって、その債権額につき全額の満足(配当、供託を含む。)を受けたこと。

会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当行について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当行について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本(注)8(1)乃至と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(注)8(1)を除き本(注)8(1)と実質的に同じ条件を付された債権は、本(注)8(1)乃至と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当行について再生手続開始の決定がなされた場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、又は再生計画取消の決定が確定したときは、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、再生手続開始決定時に遡って従前の効力に復する。

(停止条件)

当行について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本(注)8(1)乃至と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(注)8(1)を除き本(注)8(1)と実質的に同じ条件を付された債権は、本(注)8(1)乃至と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

日本法以外による倒産手続の場合

当行について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続又はこれらに準ずる手続が外国において本(注)8(1)乃至に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本(注)8(1)乃至に記載の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上かかる条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

(2) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本新株予約権付社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当行に対し、本社債に基づく債権及び本(注)8(1)乃至と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(注)8(1)を除き本(注)8(1)と実質的に同じ条件を付された債権は、本(注)8(1)乃至と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除く債権を有するすべての者をいう。

(3) 劣後特約に反する支払の禁止

本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本(注)8(1)乃至に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部又は一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当行に返還する。

(4) 相殺禁止

当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、民事再生手続開始の決定がなされた場合(ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、又は再生計画取消の決定が確定したときを除く。)、又は日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続又はこれらに準ずる手続が外国において行われている場合には、本(注)8(1)乃至 にそれぞれ規定されている条件が成就されない限りは、社債権者は、当行に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはならない。

(5) 本(注)8(1)の規定により、当行について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債の元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

9 債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めにかかわらず、社債管理者は、同条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに本社債権者のために異議を述べることは行わない。

10 社債管理者の辞任

(1) 社債管理者は、以下に定める場合その他正当な事由がある場合は、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。

社債管理者と本社債権者との間で利益が相反する又は利益が相反するおそれがある場合。

社債管理者が、社債管理者としての業務の全部又は重要な業務の一部を休止又は廃止しようとする場合。

(2) 本(注)10(1)の場合には、当行並びに社債管理者及び社債管理者の事務を承継する者は、遅滞なくかかる変更によって必要となる手続を行わなければならない。

11 社債管理者に対する定期報告

(1) 当行は、社債管理者にその事業の概況を随時報告し、また、毎事業年度の決算及び剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については取締役会決議後ただちに書面をもって社債管理者に通知する。当行が、会社法第441条第1項に定められた一定の日における臨時計算書類の作成を行う場合も同様とする。

(2) 当行は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付資料の写しを当該事業年度経過後3か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間経過後45日以内(第2四半期の場合のみ60日以内)に社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱いに準ずる。また、当行が臨時報告書及び訂正報告書を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれを社債管理者に提出する。ただし、当行が、金融商品取引法第27条の30の3に基づき有価証券報告書、四半期報告書又は臨時報告書及びそれらの訂正報告書(添付資料を含み、以下「報告書等」という。)の電子開示手続を行う場合は、これら報告書等を財務局長等に提出した旨の社債管理者への通知をもって社債管理者への報告書等及び本(注)11(1)に規定する書面の提出に代えることができる。

12 社債管理者に対する通知

(1) 当行は、本新株予約権付社債発行後、社債原簿及び新株予約権原簿に記載すべき事由が生じたとき並びに変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿及び新株予約権原簿にその旨の記載を行い、書面をもって社債管理者に通知する。

(2) 当行は、次に掲げる場合には、あらかじめ書面により社債管理者へその旨を通知する。

当行の事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与すること。

当行の事業の全部又は重要な一部の管理を他に委託すること。

当行の事業の全部又は重要な部分を休止又は廃止すること。

当行の事業経営に重大な影響を及ぼすような資本金又は準備金の額の減少をすること。

組織変更、合併若しくは会社分割をすること又は株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社になること。

解散を行うこと。

(3) 当行は、次の各場合には、ただちに書面により社債管理者へその旨を通知する。

当行が、支払停止となったとき、又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

当行が、社債を除く借入金債務について期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当行が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押え若しくは仮処分の執行若しくは担保権の実行としての競売(公売を含む。)の申立、又は滞納処分を受けたとき。

当行又は第三者により、当行について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立があったとき。

13 社債管理者の調査権限

(1) 当行は、社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求した場合には、当行並びに当行の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書を提出しなければならない。また、社債管理者は、当行の費用で自ら又は人を派遣して当行並びに当行の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等につき調査を行うことができる。

(2) 本(注)13(1)の場合で、社債管理者が当行並びに当行の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当行は、これに協力する。

14 繰上償還の場合の通知及び公告

(1) 当行が、別記「償還の方法」欄第2項第(2)号に定める繰上償還をする場合は、償還しようとする日の少なくとも60日前にその旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。

(2) 当行が、別記「償還の方法」欄第2項第(3)号に定める繰上償還をする場合は、当該公開買付けによる当行普通株式の取得日(別記「償還の方法」欄第2項第(3)号ただし書の場合は60日間の末日)から7日以内にその旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。

(3) 当行が、別記「償還の方法」欄第2項第(4)号に定める繰上償還をする場合は、別記「償還の方法」欄第2項第(4)号に定める20連続取引日の最終日から7日以内にその旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。

(4) 別記「償還の方法」欄第2項第(2)号乃至第(4)号に定める繰上償還をする場合の公告は、本(注)15に定める方法によりこれを行う。

15 公告の方法

(1) 本新株予約権付社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令又は契約に別段の定めがあるものを除いては、当行の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)又は社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

(2) 当行が定款の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除いては、電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当行の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)によりこれを行う。

16 社債要項及び社債管理委託契約証書の公示

当行及び社債管理者は、その本店に本新株予約権付社債の社債要項及び社債管理委託契約証書の謄本を備え置き、その営業時間中一般の閲覧に供する。

17 社債権者集会に関する事項

(1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」という。)の社債権者により組織され、当行又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告するものとする。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当行が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本新株予約権付社債についての社債等振替法第222条第3項の規定による書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当行又は社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
- 18 元利金の支払
本社債に係る元利金は、社債等振替法及び振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。
- 19 発行代理人及び支払代理人
株式会社みずほ銀行
- 20 本新株予約権付社債は別記「払込期日」欄記載の払込期日の翌営業日に株式会社東京証券取引所への上場を予定しております。
したがって、
(1) 転換価額等決定日が平成25年12月16日(月)の場合、上場日は「平成25年12月25日(水)」
(2) 転換価額等決定日が平成25年12月17日(火)の場合、上場日は「平成25年12月26日(木)」
(3) 転換価額等決定日が平成25年12月18日(水)の場合、上場日は「平成25年12月27日(金)」
(4) 転換価額等決定日が平成25年12月19日(木)の場合、上場日は「平成25年12月30日(月)」
となる予定であります。上場日は変更されることがあります。
本新株予約権付社債は、上場日から売買を行うことができます。
社債等振替法の適用により、本新株予約権付社債の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当行普通株式</p> <p>当行普通株式の内容は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の行使請求により当行が交付する当行普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。</p> <p>(2) 各本新株予約権の行使により交付する当行普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。ただし、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権(別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄第1項に定義する。)の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をさす。)は、当初、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式による需要状況等の結果を考慮し、平成25年12月16日(月)から平成25年12月19日(木)までの間のいずれかの日(転換価額等決定日)の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に、同日に103%から108%の範囲内で決定される値を乗じて算出される金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。なお、上記計算の結果算出される転換価額が198円を下回るときは、本新株予約権付社債の発行を中止する。ただし、転換価額は本欄第2項第(1)号乃至第(4)号に定めるところにより調整されることがある。</p> <p>2 転換価額の調整</p> <p>(1) 当行は、本新株予約権付社債の発行後、本号に掲げる各事由により当行普通株式数に変更を生ずる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>(イ) 時価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当行普通株式を引き受ける者を募集する場合。</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の末日とする。以下本項において同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当行普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。</p>

(ロ) 当行普通株式の株式分割又は当行普通株式の無償割当てをする場合。
調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当行普通株式の無償割当てについて、当行普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ) 時価を下回る価額をもって当行普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)又は時価を下回る価額をもって当行普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得請求権付株式等」という。)を発行する場合。

調整後の転換価額は、当該取得請求権、取得条項又は新株予約権の全てが当初の条件で行使又は適用されたものとみなして算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当行普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ニ) 上記(イ)乃至(ハ)にかかわらず、当行普通株式の株主に対して当行普通株式又は取得請求権付株式等を割り当てる場合、当該割当てに係る基準日が当行の株主総会、取締役会その他の機関により当該割当てが承認される日より前の日であるときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。ただし、この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権付社債の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対しては、次の算出方法により、当該承認があった日より後に当行普通株式を交付する。この場合、株式の交付については別記(新株予約権付社債に関する事項)(注)4の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額に} (\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{より当該期間内に} \text{交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 当行は、本新株予約権付社債の発行後、本号 に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式(以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額(金100万円)あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

「特別配当」とは、下記のいずれかの事業年度内に到来する各基準日に係る当行普通株式1株あたりの剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限る、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。）の額に当該基準日時点における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、各社債の金額（金100万円）を転換価額等決定日に確定する転換価額で除して得られる数値（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。）に6を乗じた金額とする。）に当該事業年度に係る下記に定める比率（当行が当行の事業年度を変更した場合には、下記に定める事業年度及び比率は社債管理者と協議のうえ合理的に修正されるものとする。）を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。

平成26年3月31日に終了する事業年度 1.20

平成27年3月31日に終了する事業年度 1.44

平成28年3月31日に終了する事業年度 1.73

平成29年3月31日に終了する事業年度 2.07

平成30年3月31日に終了する事業年度 2.49

平成31年3月31日に終了する事業年度 2.99

平成32年3月31日に終了する事業年度 3.58

特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

(3) 転換価額の調整については、以下の規定を適用する。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差引いた額を使用するものとする。

転換価額調整式の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する「時価」は、(イ)新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第(1)号(二)の場合は当該基準日）、(ロ)特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日、に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

新株発行等による転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当行普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日又はかかる基準日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の応当日（応当日がない場合には当該日の前月末日とする。）における当行の発行済普通株式数から、当該日における当行の有する当行普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(1)号又は第(4)号に基づき交付株式数とみなされた当行普通株式のうち未だ交付されていない当行普通株式の数を加えた数とする。また、当行普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当行の有する当行普通株式に割り当てられる当行普通株式の数を含まないものとする。

	<p>(4) 本項第(1)号乃至第(3)号により転換価額の調整を行う場合以外にも、次に掲げる場合には、当行は、社債管理者と協議のうえ必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少、合併（合併により当行が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>本号のほか、当行の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当行普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により転換価額の調整を行うときは、当行は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要事項を社債管理者に通知し、かつ、適用の日の前日までに必要事項を公告する。ただし、本項第(1)号(二)の場合その他適用の日の前日までに前記の公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金8,000,000,000円</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当行普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の行使請求により当行が交付する当行普通株式の数で除して得られる金額となる。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>本新株予約権者は、平成26年2月3日から平成33年3月29日までの間、いつでも、本新株予約権を行使し、当行に対して別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める当行普通株式の交付を請求することができる。ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。</p> <p>(1) 当行普通株式に係る株主確定日及びその前営業日（振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 本社債の利息が支払われる日の前営業日</p> <p>(3) 振替機関が必要であると認めた日</p> <p>(4) 別記「償還の方法」欄第2項第(2)号乃至第(4)号に定めるところにより平成33年3月29日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降</p>

	<p>(5) 組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要なときは、当行が、行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとする。)その他必要事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要事項を公告した場合における当該期間</p> <p>本欄により行使請求が可能な期間を、以下「行使請求期間」という。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所 株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし</p> <p>4 新株予約権の行使請求の方法</p> <p>(1) 行使請求しようとする本新株予約権者は、行使請求期間中に、当該本新株予約権者が本新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関(以下「直近上位機関」という。)を通じて、行使請求受付場所に行使請求に要する事項として当行の定める事項を通知しなければならない。</p> <p>(2) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する事項を通知した者は、その後これを撤回することができない。</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部については、行使することができない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	取得事由は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が組織再編行為を行う場合の承継会社等による本新株予約権付社債の承継</p> <p>1 当行は、当行が組織再編行為を行う場合(ただし、承継会社等の普通株式が当行の株主に交付される場合に限る。)は、別記「償還の方法」欄第2項第(2)号に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、本欄第2項に定める内容の承継会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)を交付するものとする。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され(承継会社等に承継された本社債を以下「承継社債」という。)、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となる。本「1 新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)」の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。</p> <p>2 承継新株予約権の内容は次に定めるところによる。</p> <p>(1) 承継新株予約権の数 組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>(2) 承継新株予約権の目的である株式の種類 承継会社等の普通株式とする。</p>

	<p>(3) 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法 行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を本項第(4)号に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(4) 承継新株予約権が付された承継社債の転換価額 承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(1)号乃至第(4)号に準じた調整を行う。</p> <p>(5) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出資するものとし、当該承継社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。</p> <p>(6) 承継新株予約権を行使することができる期間 組織再編行為の効力発生日(当行が別記「新株予約権の行使期間」欄第(5)号に定める行使請求を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日又は当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日)から同欄に定める本新株予約権の行使請求期間の末日までとする。</p> <p>(7) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(8) その他の承継新株予約権の行使の条件 各承継新株予約権の一部については、行使することができない。</p> <p>(9) 承継新株予約権の取得事由 取得事由は定めない。</p>
--	--

- (注) 1 今後、転換価額等が決定された場合は、転換価額及び転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項(組織再編行為償還金額及び基準配当金をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、転換価額等決定日の翌日付の日本経済新聞及び転換価額等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当行ウェブサイト([URL] <http://www.himegin.co.jp/stockholder/news/index.html>) (以下「新聞等」という。)において公表します。転換価額等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、転換価額等の決定に際し、転換価額及び転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。
- 2 本社債に付された本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計8,000個の本新株予約権を発行する。
- 3 新株予約権行使の効力発生時期
行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使請求の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。

4 株式の交付方法

当行は、行使請求の効力発生後、当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する直近上位機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

5 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱い

当行が単元株式数の定めを廃止する場合等、本「1 新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)」の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行及び社債管理者が協議して必要な措置を講じる。

2【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

(1)【新株予約権付社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	8,000	1 引受人は、本新株予約権付社債の全額につき買取引受けを行います。 2 当行から引受人に対して引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額(各社債の金額100円につき金2.5円)の総額は引受人の手取金となります。
計	-	8,000	-

(2)【新株予約権付社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	1 社債管理者は、本新株予約権付社債の管理を受託します。 2 本新株予約権付社債の管理手数料については、社債管理者に、期中において年間各社債の金額100円につき金4.5銭を支払うこととしています。ただし、本新株予約権付社債の格付の変更により、社債管理手数料率は期中において見直しが行われることがあります。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
8,000	26	7,974

(注) 当行から引受人に対して引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額7,974百万円については、平成26年6月までに全額を一般運転資金(貸出金)に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーパー（額面超過）での募集について

本新株予約権付社債の募集については、発行価額（各社債の金額100円につき金100円）にて引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格、各社債の金額100円につき金102.5円）で一般募集を行います。

本新株予約権付社債を償還期限まで保有した場合又は別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）」の「償還の方法」欄第2項第(4)号により繰上償還がなされる場合の償還金額は各社債の金額100円につき金100円となりますので、償還金額は発行価格（各社債の金額100円につき金102.5円）を下回ることになります。また、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）」の「償還の方法」欄第2項第(2)号又は第(3)号により繰上償還がなされる場合にも、償還金額は発行価格を下回る場合があります（繰上償還における償還金額については同欄第2項第(2)号乃至第(4)号をご参照下さい。）。

また、本新株予約権の行使請求に際して出資される財産の価額につきましても、各社債の金額100円につき金100円となりますので、かかる額は本新株予約権付社債の募集における発行価格を下回ることになります。

2 ロックアップについて

本新株予約権付社債の募集に関連して、当行は大和証券株式会社に対し、転換価額等決定日に始まり、本新株予約権付社債の払込期日の翌営業日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当行普通株式、当行普通株式に転換若しくは交換されうる証券又は当行普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、本新株予約権付社債の発行及びその転換による当行普通株式の交付並びに株式分割に係る当行普通株式の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記の場合において、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

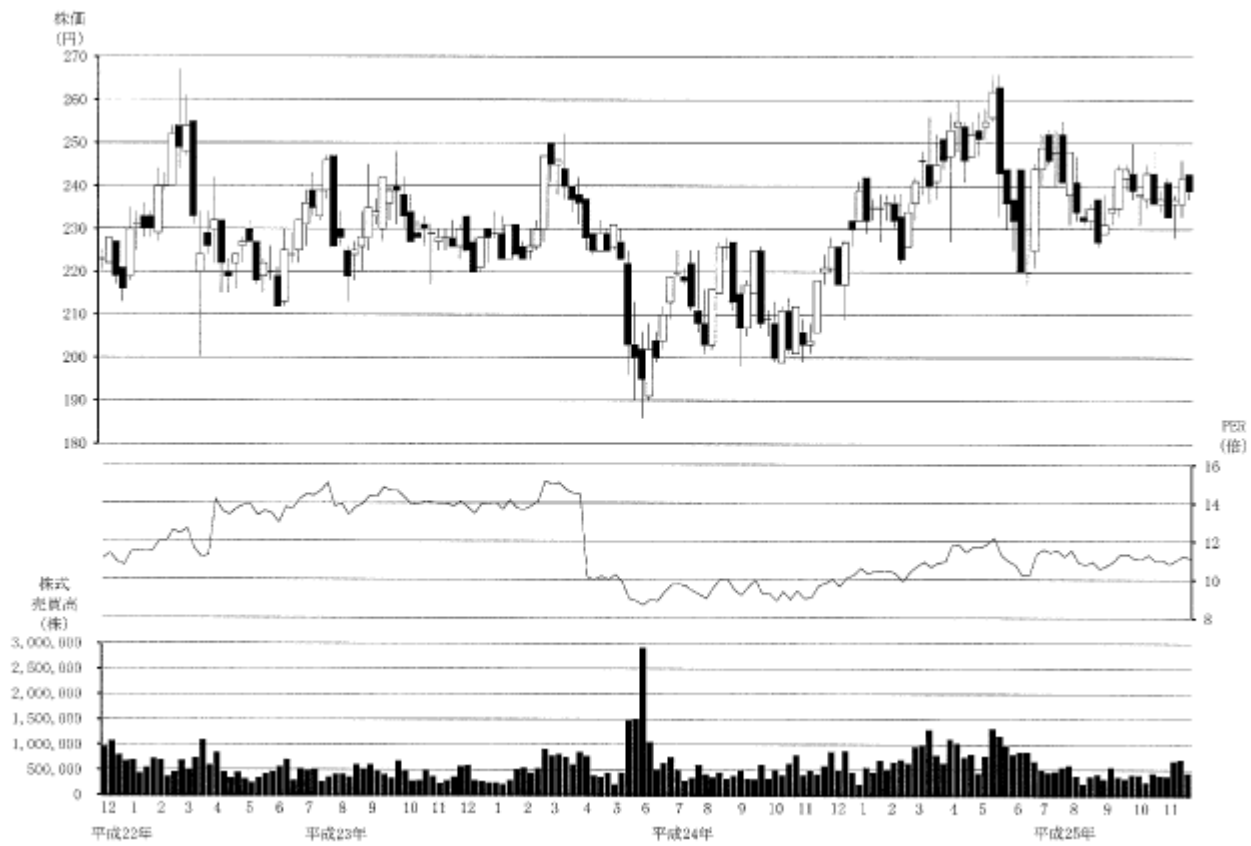
今後、転換価額等が決定された場合は、転換価額及び転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項（組織再編行為償還金額及び基準配当金をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、転換価額等決定日の翌日付の日本経済新聞及び転換価額等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当行ウェブサイト（[URL] <http://www.himegin.co.jp/stockholder/news/index.html>）（以下「新聞等」という。）において公表します。転換価額等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、転換価額等の決定に際し、転換価額及び転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- ・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載します。

〔株価情報等〕

1【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成22年12月6日から平成25年11月29日までの株式会社東京証券取引所における当行普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



- (注) 1
- ・ 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しています。
 - ・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 - ・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 2 P E Rの算出は以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益(連結)}}$$

- ・ 平成22年12月6日から平成23年3月31日については、平成22年3月期有価証券報告書の平成22年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
- ・ 平成23年4月1日から平成24年3月31日については、平成23年3月期有価証券報告書の平成23年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
- ・ 平成24年4月1日から平成25年3月31日については、平成24年3月期有価証券報告書の平成24年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
- ・ 平成25年4月1日から平成25年11月29日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成25年6月6日から平成25年11月29日までの間における当行株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者(大量保有者)の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の総数(株)	株券等の保有割合(%)
株式会社みずほ銀行	平成25年7月15日	平成25年7月22日	変更報告書 (注)1	7,391,919	4.16
みずほ信託銀行株式会社				1,676,000	0.94

(注)1 株式会社みずほ銀行及びみずほ信託銀行株式会社は共同保有者であります。

2 上記大量保有報告書等は関東財務局に、また大量保有報告書等の写しは当行普通株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第109期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)平成25年6月27日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第110期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)平成25年8月14日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第110期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)平成25年11月25日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成25年12月6日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月3日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類である有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成25年12月6日)までの間において変更すべき事項が生じております。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更箇所については_____野で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成25年12月6日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

[事業等のリスク]

当行、当行の連結子会社5社及び持分法適用非連結子会社4社(以下、本項目においては「当行グループ」という。)において、事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある主な事項には、以下のようなものがあります。当行グループは、これらのリスクを認識したうえで、リスクの抑制を図るとともに、万が一顕在化した場合には迅速かつ適切に対処してまいります。

なお、本項においては将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成25年12月6日)現在において判断したものであります。

(1) 信用リスク

当行グループは、貸出金等の資産内容について自己査定を実施し、これに基づき貸倒引当金を繰り入れるとともに、不良債権の状況を開示しております。しかしながら、わが国の経済情勢、特に当行グループが主たる営業基盤としている四国地区内の経済情勢の変動が貸出先の業況等に悪影響を及ぼし、債務者区分の下方遷移や、担保価値の下落、その他予期せざる事由の発生により、不良債権及び与信費用が増加する可能性があります。

(2) 市場リスク

当行グループは、余資運用や政策投資等の観点から、各種債券や市場性のある株式等を保有しています。保有債券については、市場金利の変動等によって債券ポートフォリオの価値が下落し、損失を被る可能性があります。また、保有株式等については、株価の変動によって価格が下落すれば、減損または評価損が発生する可能性があります。

(3) 金利リスク

当行グループは、市場関連リスクのなかの1つのファクターとして金利リスクを管理しております。しかしながら、貸出取引や有価証券投資等の資金運用と預金等による資金調達との金額・期間等のミスマッチが存在している状況において、当行グループの予期せぬ金利変動が生じた場合、当行グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 資金調達・流動性に関するリスク

当行グループは、資金調達や資金運用の状況について客観的な基準で把握し、流動性管理に万全を期しておりますが、当行グループの業績や財務状況が悪化した場合、あるいは市場環境が大きく変化した場合に、必要な資金の確保が困難になり、通常より著しく高い金利による資金調達が余儀なくされる可能性があります。

(5) 自己資本比率に係るリスク

当行は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号)に定められた国内基準である自己資本比率4%以上を維持する必要があり、要求される水準を下回った場合、監督当局から業務の全部または一部の停止等の命令を受けることとなります。当行では適正かつ十分な水準の自己資本比率を維持することに努めておりますが、本項に示した事業に係る各種リスクが顕在化することにより自己資本比率が低下する可能性があります。

(6) 繰延税金資産に係るリスク

繰延税金資産は、現時点におけるわが国の会計基準に基づき、一定の条件の下で、将来における税金負担額の軽減効果として貸借対照表に計上することが認められております。当行グループは、現時点において想定される金融経済環境等の様々な予測・仮定を前提に将来の課税所得を合理的に見積り計上しておりますが、実際の課税所得が想定と異なること等により、繰延税金資産が減額された場合には、当行グループの業務運営、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、現在の本邦の自己資本比率規制では、繰延税金資産の全額が自己資本に含まれており、繰延税金資産が減額された場合には、自己資本比率の低下を招くこととなります。

(7) 劣後債務の借り換えに係るリスク

一定の要件を満たす劣後債務は、自己資本比率の算出において補完的項目として一定の限度で自己資本の額に算入することができます。既存の劣後債務の自己資本への算入期限到来に際し、当行が同等の条件の劣後債務に借り換えることができない場合や、規制変更によって自己資本の額に算入できなくなった場合は、当行グループの自己資本の額は減少し、自己資本比率が低下することとなります。

(8) 格付に係るリスク

当行は、格付機関から格付を取得しております。格付の水準は、当行から格付機関に提供する情報のほか、格付機関が独自に収集した情報に基づいて付与されているため常に格付機関による見直しがなされる可能性があり、また、日本の金融システム全体に対する評価等の影響も受けます。仮に格付が引き下げられた場合には、資金調達コストの上昇や必要な資金を市場から確保できず資金繰りが困難になる可能性があります。

(9) 退職給付債務等の変動に係るリスク

当行グループの退職給付費用や債務は、年金資産の期待運用利回りや将来の退職給付債務算出に用いる年金数理上の前提条件に基づいて算出しておりますが、実際の結果が前提条件と異なる場合や前提条件に変更があった場合には追加損失が発生する可能性があります。また、制度内容の変更により未認識の過去勤務債務が発生する可能性があります。

(10) 規制変更のリスク

当行グループは、現時点の規制(法律、規則、政策、実務慣行等)に従って業務を遂行しております。将来、これらの規制の新設、変更、廃止並びにそれらによって発生する事態が、当行グループの業務運営、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) 事務リスク

当行グループは、預金・為替・貸出などの銀行業務に加え、リース業務、クレジットカード業務など幅広い業務を行っております。これら多様な業務の遂行に際して、役職員による不正確な事務、あるいは不正や過失等による不適切な事務が行われることにより、損失が発生する可能性があります。当行グループではこのようなリスクが内在することを認識した上で、これを防止するための事務管理規程を定めて定期的な点検を行い、本部による事務指導の強化や管理者の育成を行っておりますが、仮に重大な事務リスクが顕在化した場合には、当行グループの業務運営、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) システムリスク

当行グループは、勘定系・決済系等のコンピュータシステムを保有しており、お客様や各種決済機構等のシステムとネットワークで接続されています。当行グループでは、システムリスク管理規程を定め、日々システムの安定稼働の維持に努めるとともに定期的な保守点検も励行しております。しかしながら、万が一重大なシステム障害及び悪意のある第三者によるコンピュータシステムへの侵入等が発生した場合には、当行グループの業務運営、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(13) 競合リスク

近年、わが国の金融制度は大幅に規制緩和されてきており、各種商品サービス等を含めた広範な分野において、他業態・他業種との競合が激しさを増しています。当行がこうした環境下において競争優位性を得られない場合、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(14) 風評リスク

当行グループの業務は、預金者等のお客様や市場関係者からの信用に大きく依存しております。そのため、当行グループや金融業界等に対する風説・風評が、マスコミ報道・市場関係者への情報伝播・インターネット上の掲示板への書き込み等により発生・拡散した場合には、お客様や市場関係者が当行グループについて事実と異なる理解・認識をされ、当行グループの業務運営、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(15) コンプライアンスリスク

当行グループは、業務を遂行する上で様々な法令諸規制の適用を受けており、これらの法令諸規制が遵守されるよう、役職員に対するコンプライアンスの徹底に努めていますが、これが遵守できなかった場合には、当行グループの業務運営、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(16) 顧客情報に係るリスク

当行グループは、多数のお客様の情報を保有しているほか、様々な経営情報等の内部情報を有しております。これらの情報の管理については、情報管理に関するポリシーやその手続き等を策定するとともに、役職員への研修等による周知徹底、システム上のセキュリティ対策等を行っております。しかしながら、これらの対策にもかかわらず、重要な情報が外部に漏洩した場合には、当行グループの信用力、業務運営、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(17) 災害リスク

当行グループは、愛媛県を中心に事業を展開しており、営業拠点、電算センター等の施設、お客様及び役職員は愛媛県に集中しております。万が一、愛媛県を含む広域に災害等が発生した場合、あるいは愛媛県を中心とする局地的な災害等が発生した場合には、地域経済及び当行の施設、役職員に甚大な被害が及ぶ可能性があり、その結果、当行グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社愛媛銀行 本店

（愛媛県松山市勝山町2丁目1番地）

株式会社愛媛銀行 高知支店

（高知市はりまや町1丁目4番5号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注）高知支店は、金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のため備えるものであります。

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。